

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

第2章 国民保護措置に関する綾川町の基本方針

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

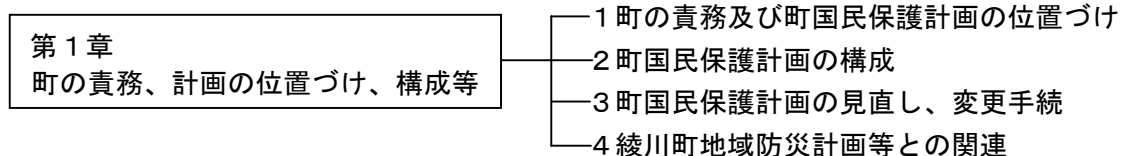
第4章 町の地理的、社会的特長

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

綾川町（以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

計画の体系



1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第35条第1項の規定に基づき、綾川町長（以下「町長」という。）が作成する計画であり、町が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

(2) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(4) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

- ・ 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

- ・ 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 綾川町地域防災計画等との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、綾川町地域防災計画（一般対策編、震災対策編）（以下「町地域防災計画」という。）は別の法体系による計画である。他の計画等の活用については、次章の基本方針に定める。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、その要請に当たって強制にわたらないよう留意する。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本町には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき地域特性が存在する。

たとえば、二級河川の綾川、本津川、香川用水、長柄ダム、田万ダム、多くのため池など、様々な地域特性があることから、町は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に配慮する。

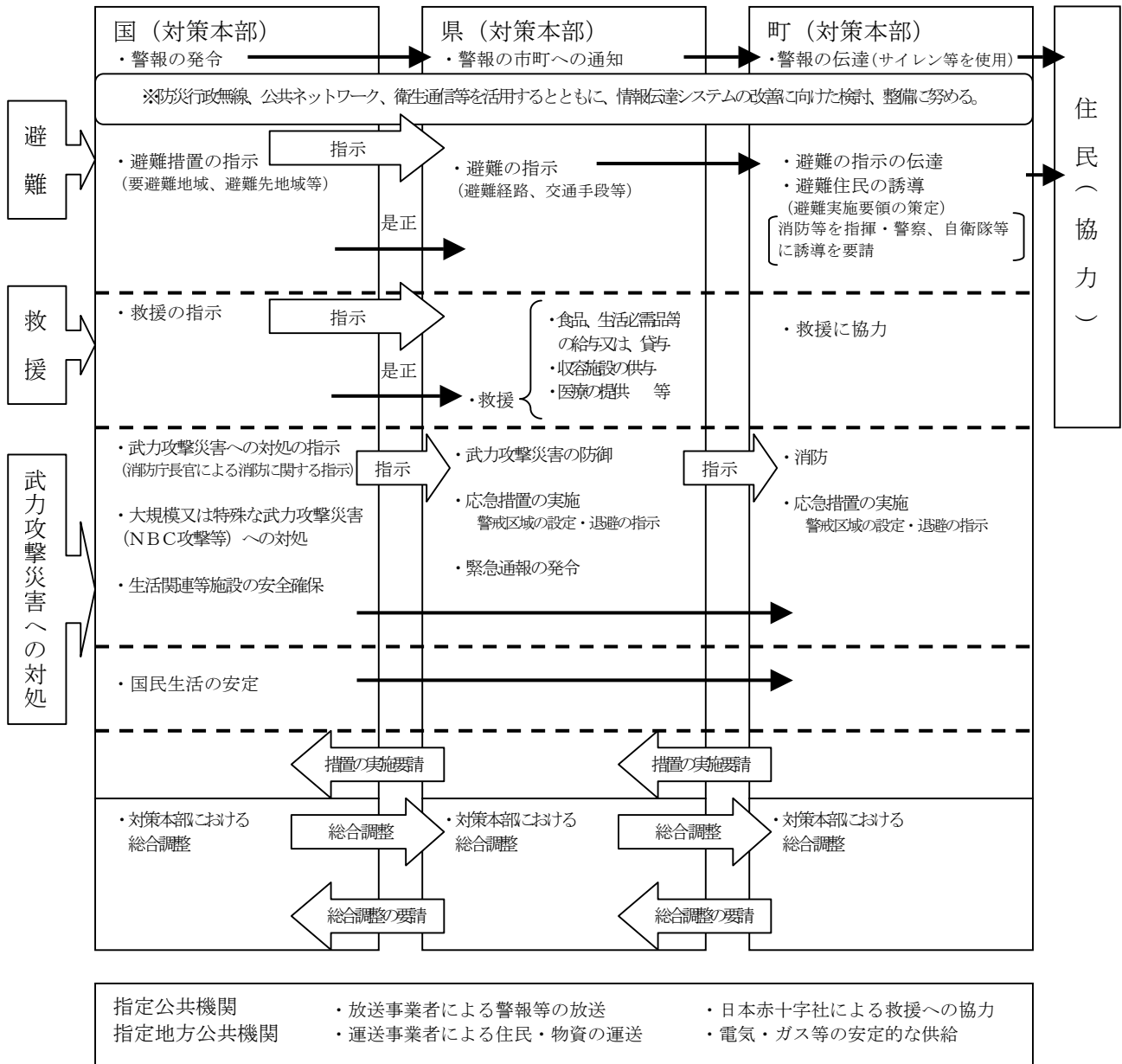
(10) 町地域防災計画等の活用

町は、国民保護措置が、町地域防災計画における自然災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
綾川町	1 国民保護計画の作成に関すること 2 国民保護協議会の設置、運営に関すること 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること 4 組織の整備、訓練に関すること 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

県の事務又は業務の大綱（県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
香川県	1 国民保護計画の作成に関すること 2 国民保護協議会の設置、運営に関すること 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること 4 組織の整備、訓練に関すること 5 警報の通知に関すること 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること 10 交通規制の実施に関すること 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

○関係機関の連絡先

- 資料編資料 : 指定行政機関
- 資料編資料 : 指定地方行政機関
- 資料編資料 : 自衛隊
- 資料編資料 : 関係指定公共機関
- 資料編資料 : 指定地方公共機関
- 資料編資料 : 関係県機関
- 資料編資料 : 関係県機関（出先機関）
- 資料編資料 : 関係市町機関
- 資料編資料 : 消防機関
- 資料編資料 : 警察機関

第4章 町の地理的、社会的特長

町は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等を以下に示す。

(1) 地形

本町は、香川県の中央部に位置しており、町南部に山林が広がり、中央部・北部は、小山に囲まれた台地、丘陵地で形成されている。

また、面積は109.67km²であり、南部は、500m～800mの高峰でまんのう町に隣接し、東部は高松市、西部は丸亀市、まんのう町、北部は高松市、坂出市に接している。

讃岐平野独特の景観として有名なのは、平野に突き出す円錐状の山塊群であるが、町内には、讃岐七富士の羽床富士（堤山）、綾上富士（高鉢山）をはじめ、台地状や円錐状の孤峰が多数見られる。

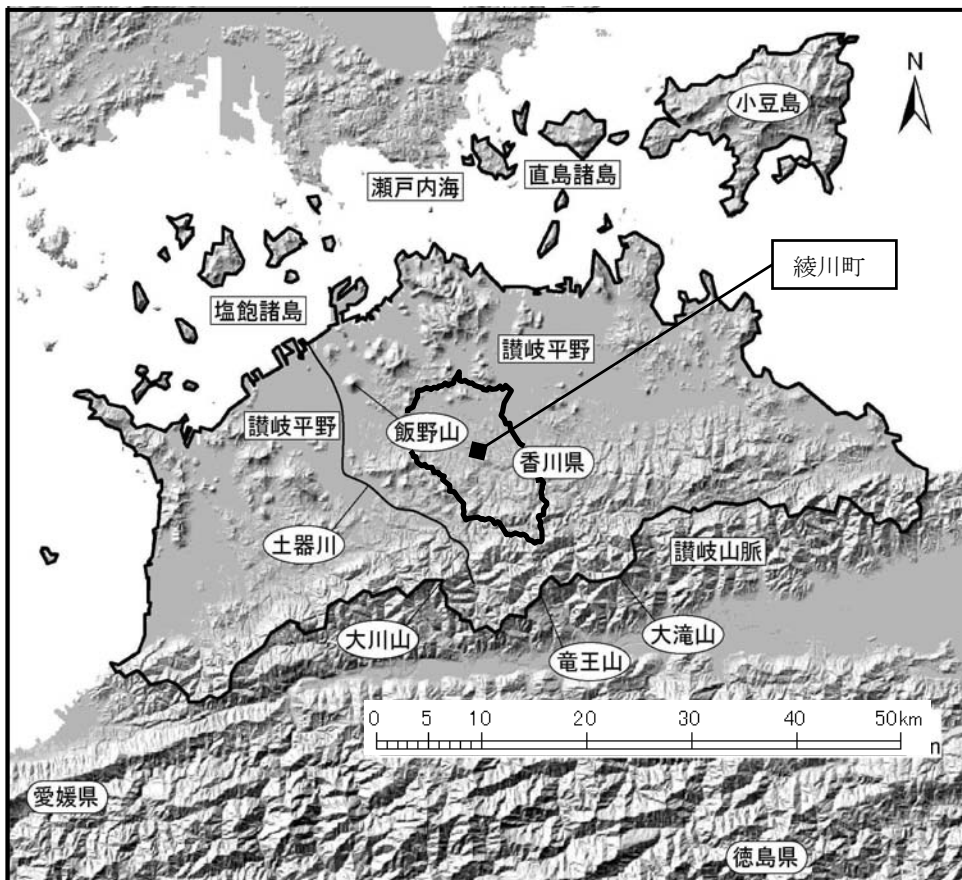
南部山地に源を発する、溪流が合流して綾川となり、長柄湖を経て坂出市へ流入している。

綾川本流の上流に沿う柏原溪谷は、讃岐百景の一つになっており、これらの溪谷やダム湖等の水と緑の豊かな自然が広がっている。

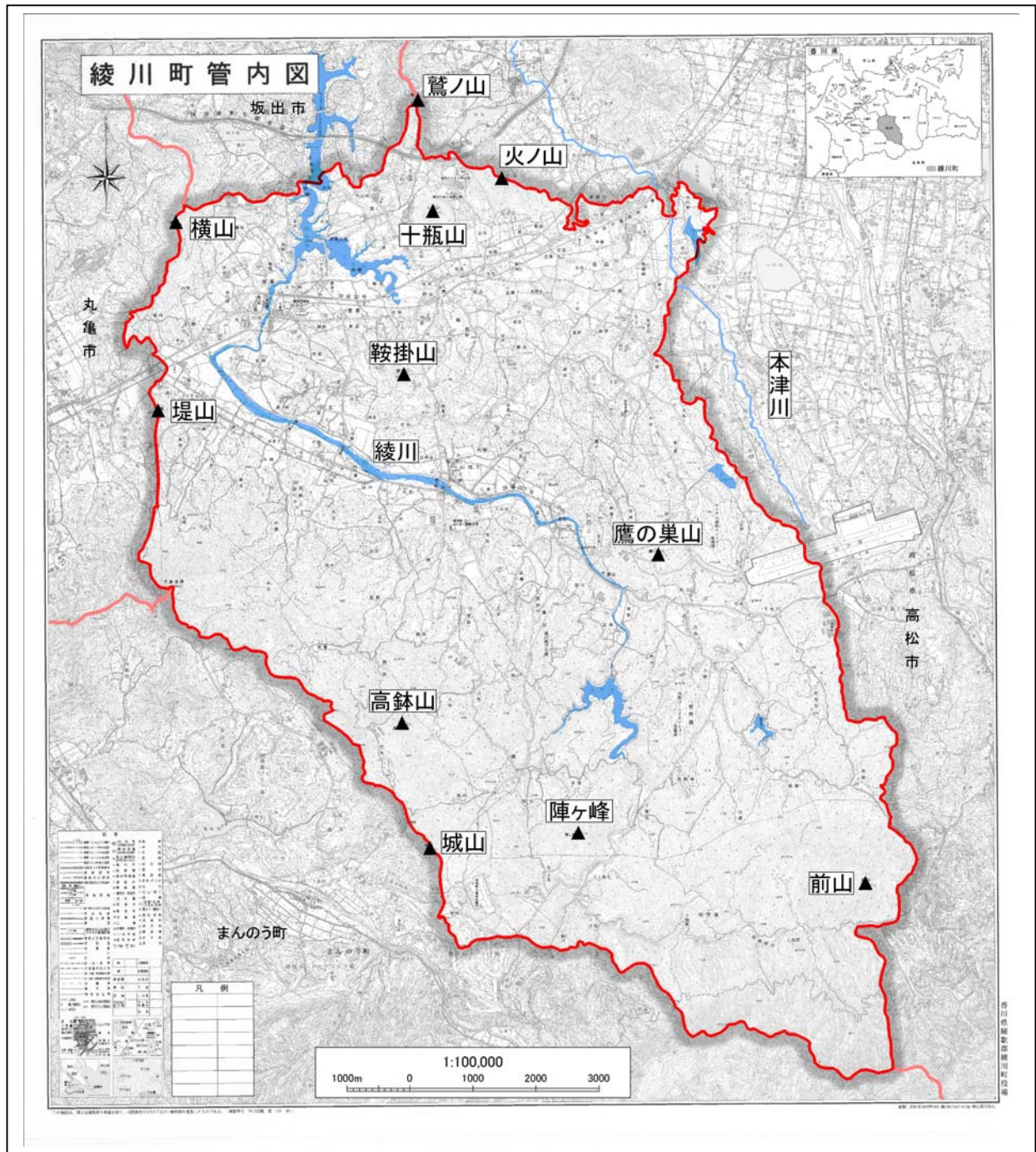
町内を流れる主な河川は、二級河川の綾川、本津川があり、二級河川は、県が管理している。

また、県内の河川のほとんどは讃岐山脈を水源とし、山間部では急勾配で流れ、平野部では天井川となって扇状地を形成し、瀬戸内海に流れ込んでいる。しかし、いずれの河川も流路延長が短く、雨量も少ないことから、川幅は狭く水量も乏しい。

香川県の地形



綾川町の地形



(2) 気候

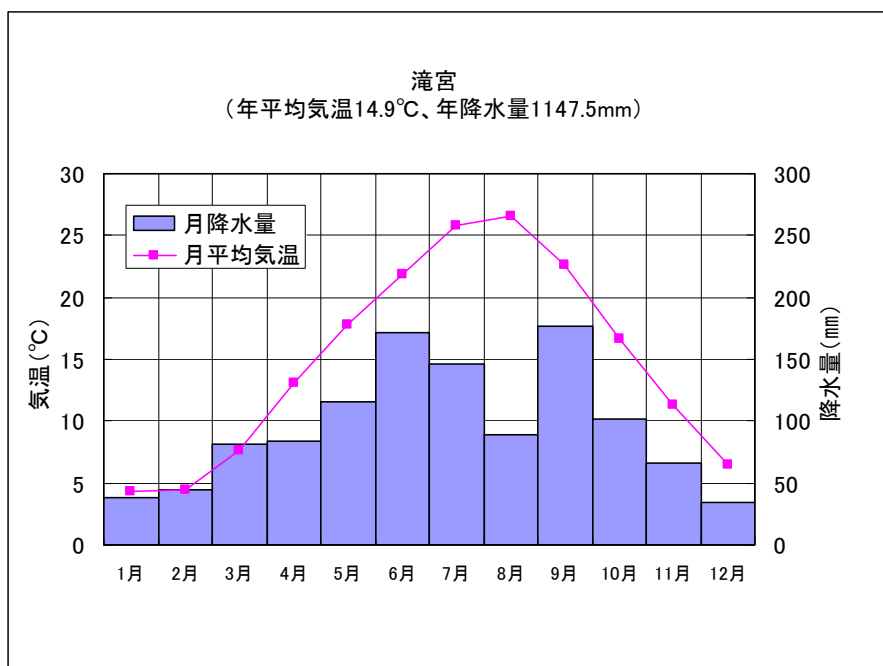
本町の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、気候が温暖で、降水量が少ない。本町内滝宮地域気象観測所（北緯34度14.2分、東経133度55.4分）における年平均気温は14.9℃、年降水量の平年値は1,147.5mmである。

月降水量の平年値は、滝宮において6月、9月に最も多く、梅雨と台風に伴う降雨である。一方、8月の月降水量の平年値は88.4mmであり、梅雨時期の降水量が少ない場合、夏場において渇水になるおそれがある。

高松地方気象台の5カ年の風向を見ると、秋には南西の風が多く吹き、冬には、西風が多い。春と夏は、西南西の風が多いものの、北風と東風の3方向からの風が多いことがわかる。

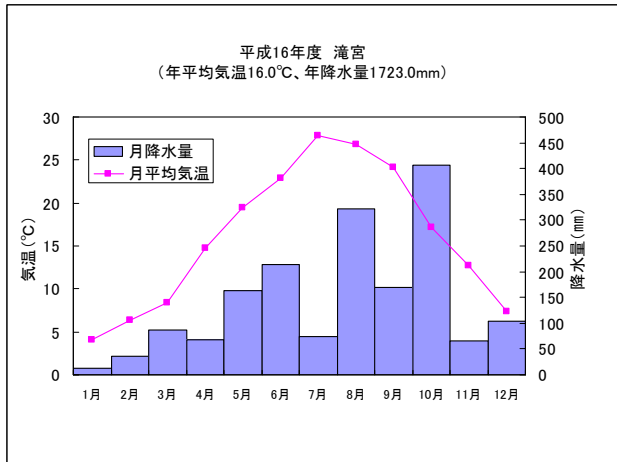
町は、武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集及び飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。

各月における平均気温及び降水量（平年値）

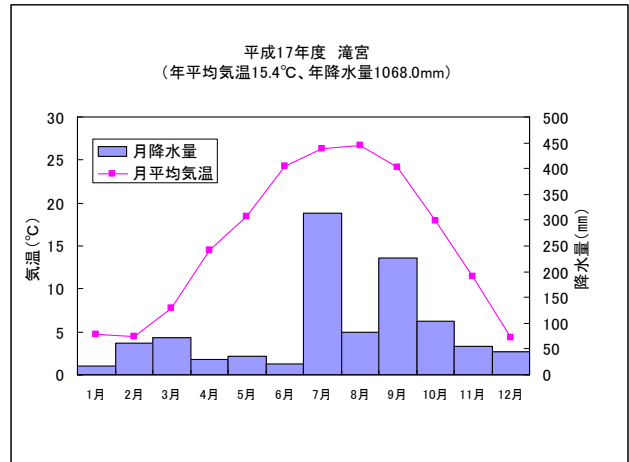


高松地方気象台の昭和54年から平成12年までの22カ年の資料より作成。

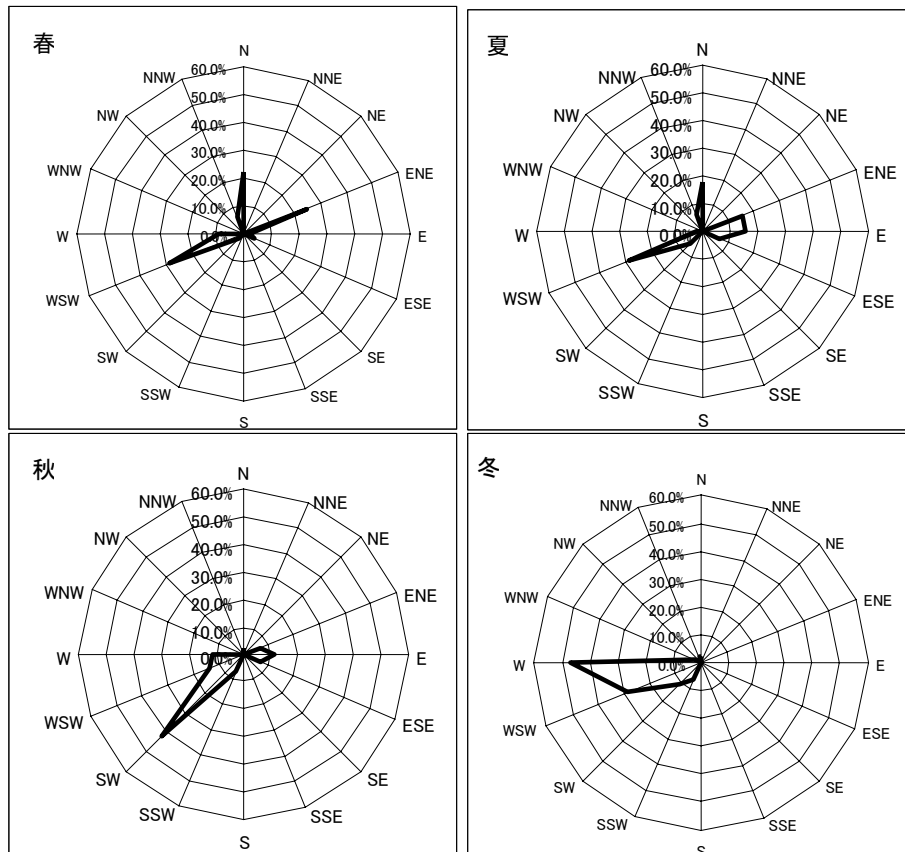
平成16年 各月の平均気温及び降水量



平成17年 各月の平均気温及び降水量



高松地方気象台の風向出現率



高松地方気象台の平成12年9月から平成17年8月の5カ年の資料より作成。

(3) 人口分布

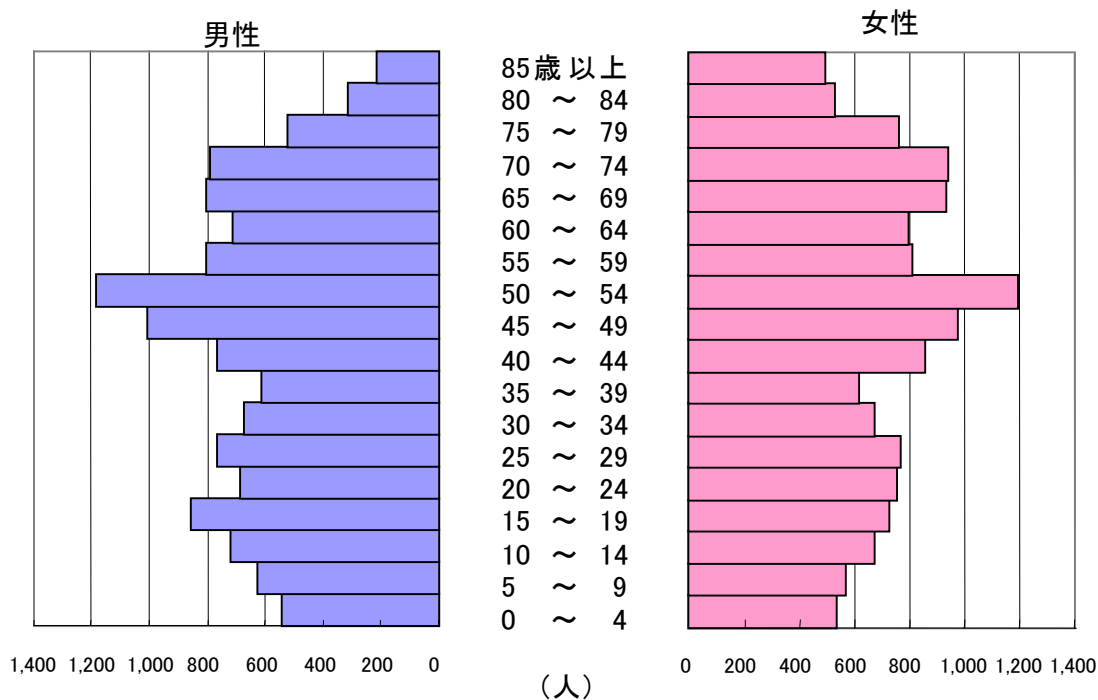
本町の人口は、平成18年9月1日現在、26,309人（男性12,774人、女性13,535人）である。

町の人口分布は、大字別に、畑田4,696人（町人口の17.8%）、千疋1,073人（同4.1%）、陶6,014人（同22.9%）、滝宮3,298人（同12.5%）、萱原1,796人（同6.8%）、北834人（同3.2%）、小野653人（同2.5%）、羽床下1,179人（同4.5%）、粉所1,048人（同4%）、西分832人（同3.2%）、山田上1,171人（同4.4%）、山田下1,592人（同6.1%）、東分583人（同2.2%）、羽床上1,031人（同3.9%）、牛川509人（同1.9%）となり、北部及び中央部に人口が集中していることがわかる。

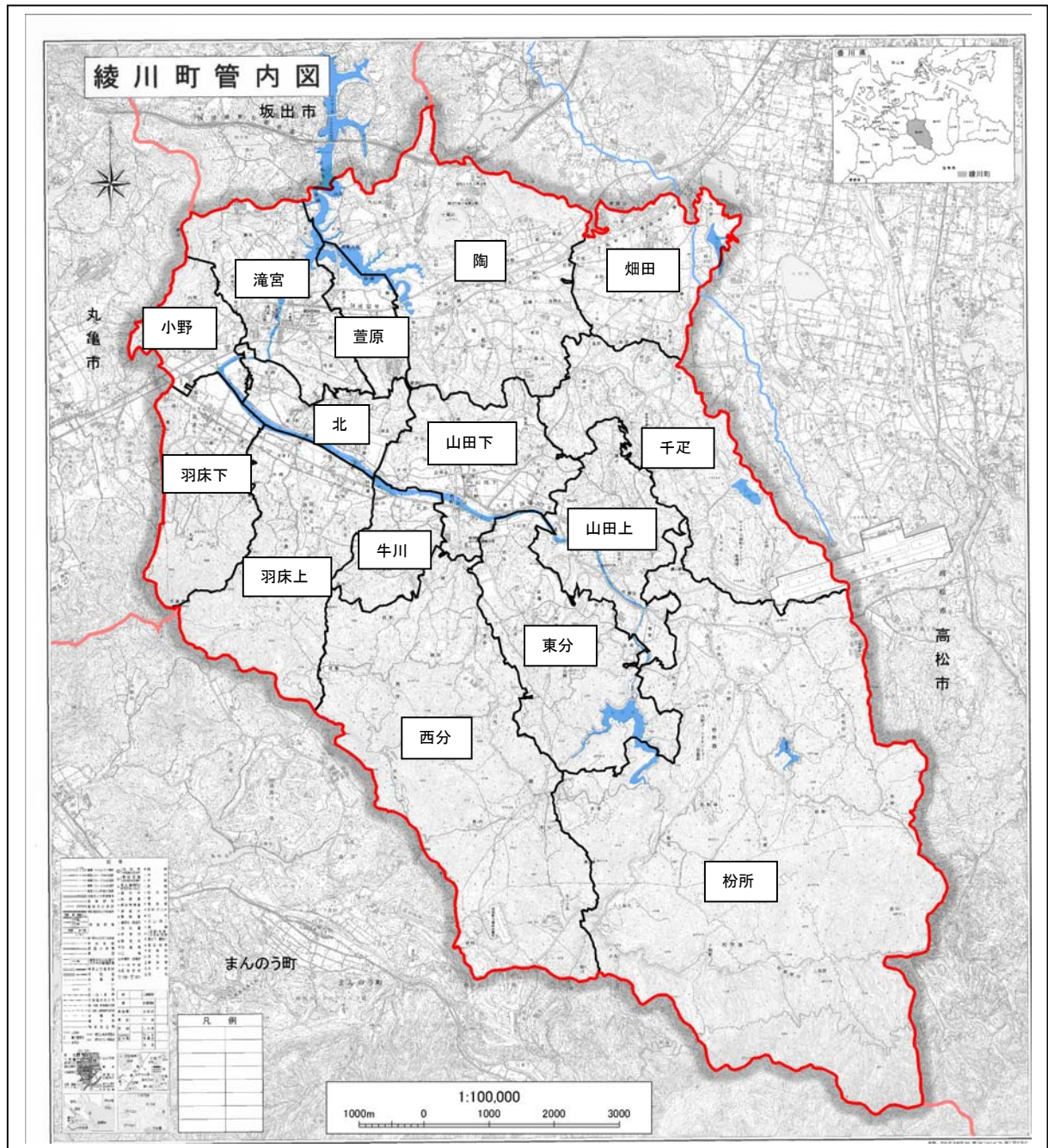
町内の世代別人口は、15歳未満の人口が町人口に占める割合は12.6%、15～64歳が61.5%、65歳以上が26.0%である。本町における65歳以上の高齢化率は、香川県全体の22.6%と比べ、3.4%高く、老年人口の割合が高くなっている。

町は、武力攻撃事態等において、人的被害を最小限にするために、平素における山間部の高齢者等の避難誘導の在り方、人口集中区域における国民の避難誘導の在り方等を十分に検討する必要がある。

男女別、年齢別（5歳階級）人口構成（平成18年9月1日現在）



町内大字別人口



	世帯数	人口			1世帯当たり 人員
		総数	男	女	
綾川町	9,020	26,309	12,774	13,535	2.92
畑田	1,653	4,696	2,235	2,461	2.84
千疋	359	1,073	538	535	2.99
陶	1,986	6,014	2,944	3,070	3.03
滝宮	1,180	3,298	1,559	1,739	2.79
萱原	612	1,796	875	921	2.93
北	259	834	407	427	3.22
小野	213	653	328	325	3.07
羽床下	400	1,179	574	605	2.95
粉所	401	1,048	531	517	2.61
西分	291	832	399	433	2.86
山田上	374	1,171	562	609	3.13
山田下	593	1,592	772	820	2.68
東分	192	583	290	293	3.04
羽床上	338	1,031	516	515	3.05
牛川	169	509	244	265	3.01

(4) 道路の位置等

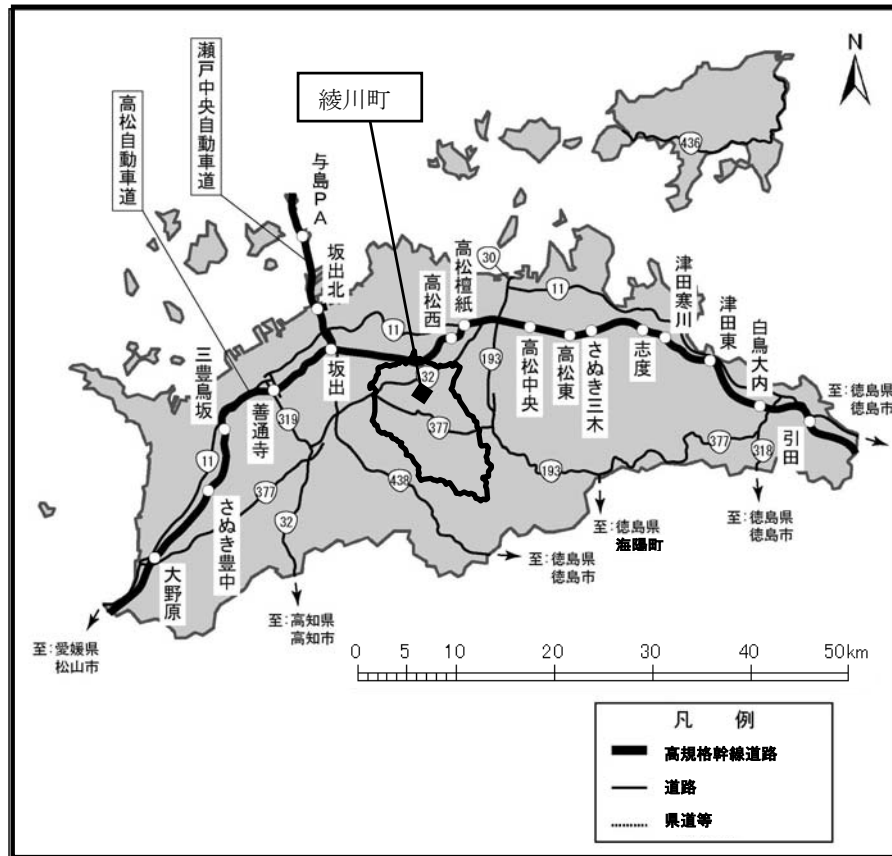
本町の道路は、高松自動車道（四国横断自動車道）、一般国道、県道、町道などがあり、道路の総数は538路線となっている。

町内の主要幹線道路は、国道32号線、国道377号線が東西に通っており、周辺市町を結ぶ道路として、主要地方道三木綾川線（県道13号）、府中造田線（県道17号）、国分寺中通線（県道39号線）の3路線、一般県道は、粉所西中徳線（県道167号）ほか8路線が通っている。

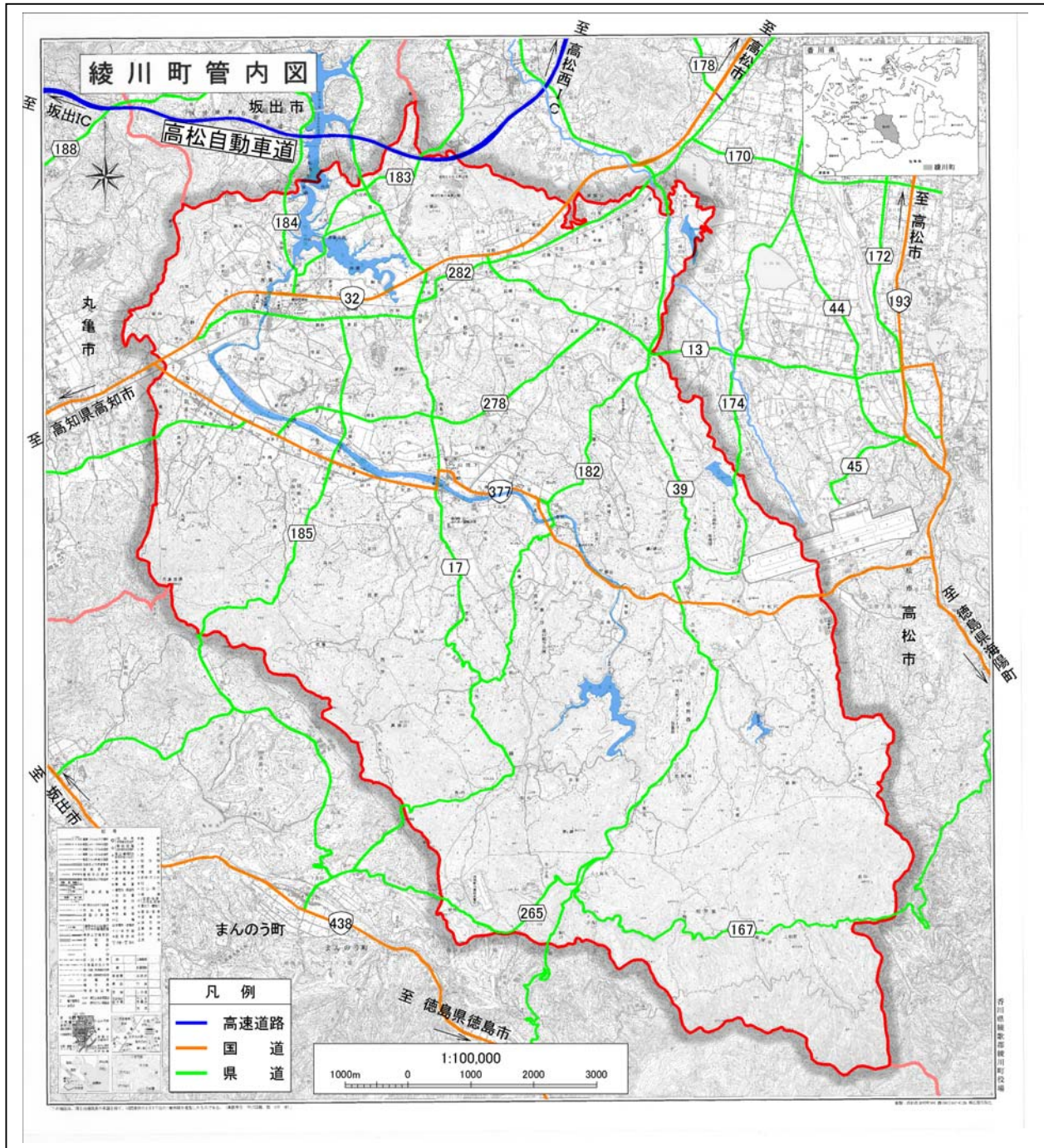
町内を走る町道は、524路線（平成18年9月現在）ある。また、町北部を東西に走る高松自動車道（四国横断自動車道）は、高松西ICから坂出IC間の一部が通っている。

現在町民の足として、綾川町営バスが5路線運行されている。

香川県内の幹線道路図



町内の幹線道路



県道

路線番号	路線名	路線番号	路線名
13	三木綾川線	183	綾川国分寺線
17	府中造田線	184	綾川府中線
39	国分寺中通線	185	造田滝宮線
167	粉所西中徳線	265	粉所西造田線
174	千疋高松線	278	綾歌綾川線
182	千疋西分線	282	高松琴平線

(5) 鉄道、空港の位置等

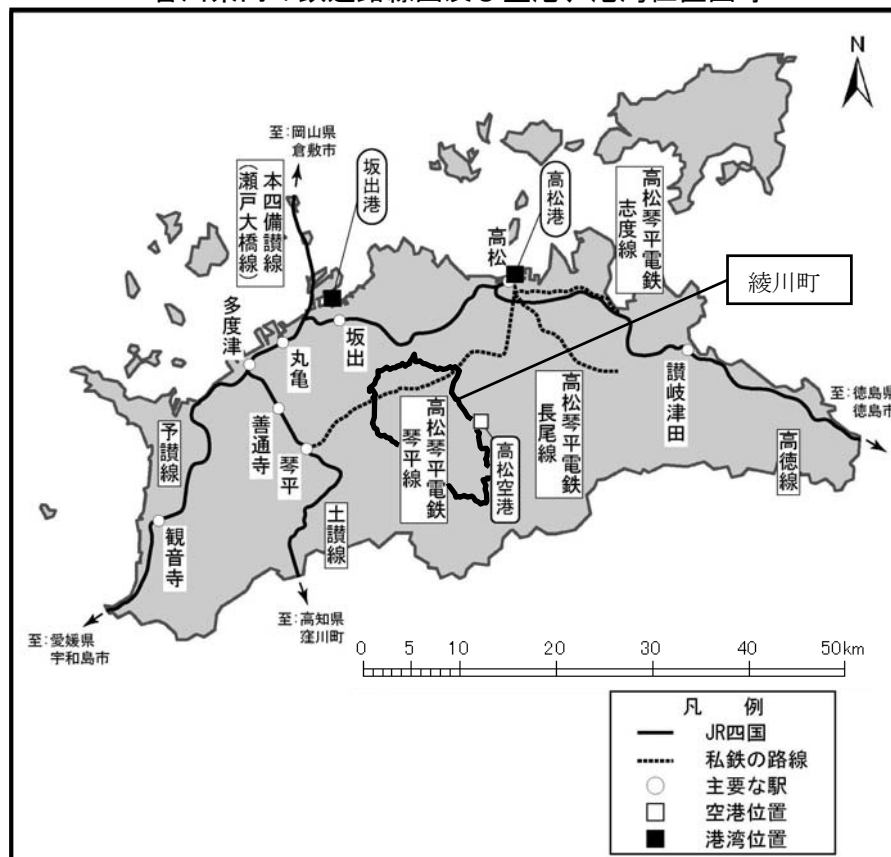
本町内に鉄道路線を保有する事業者は、高松琴平電気鉄道株式会社である。

高松琴平電気鉄道株式会社は、高松市の高松築港駅と琴平町の琴電琴平駅を結ぶ琴平線が町北部を東西に走っており、町内の駅は5駅となる。

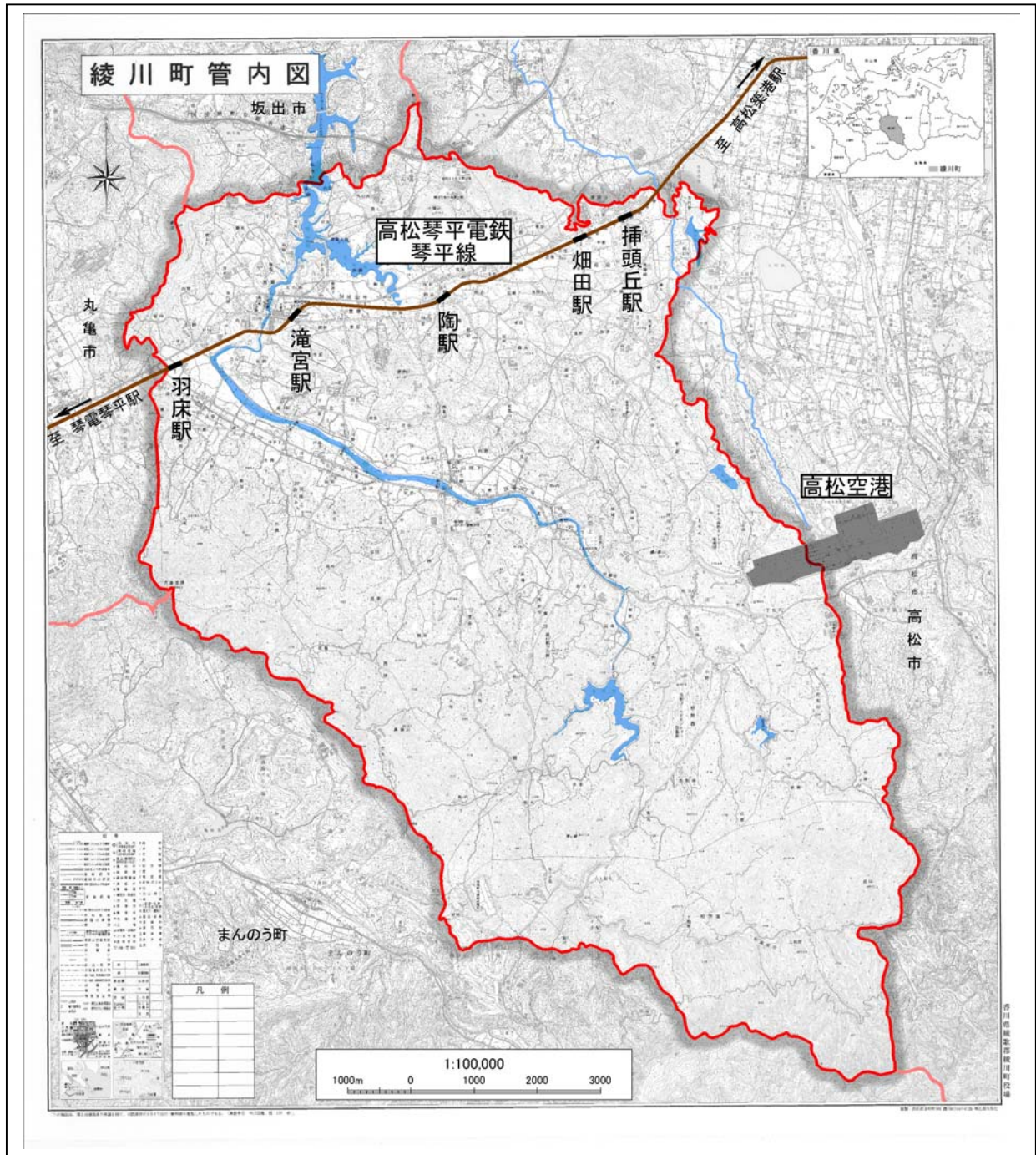
空港は、綾川町の東、高松市との境に高松空港があり、面積は約154ha、エプロンは6バースの第2種空港である。就航路線としては、国内線4路線、国際線1路線が就航している。

上記より、本町の鉄道網は、人口の集中している沿線部を中心に発達している。また、空港網は、本町の東、高松市との境に存在する。このため、交通網の効率的な活用を考慮した緊急物資の輸送、救援等の検討を行う必要がある。

香川県内の鉄道路線図及び空港、港湾位置図等



町内の鉄道路線図及び空港位置図等

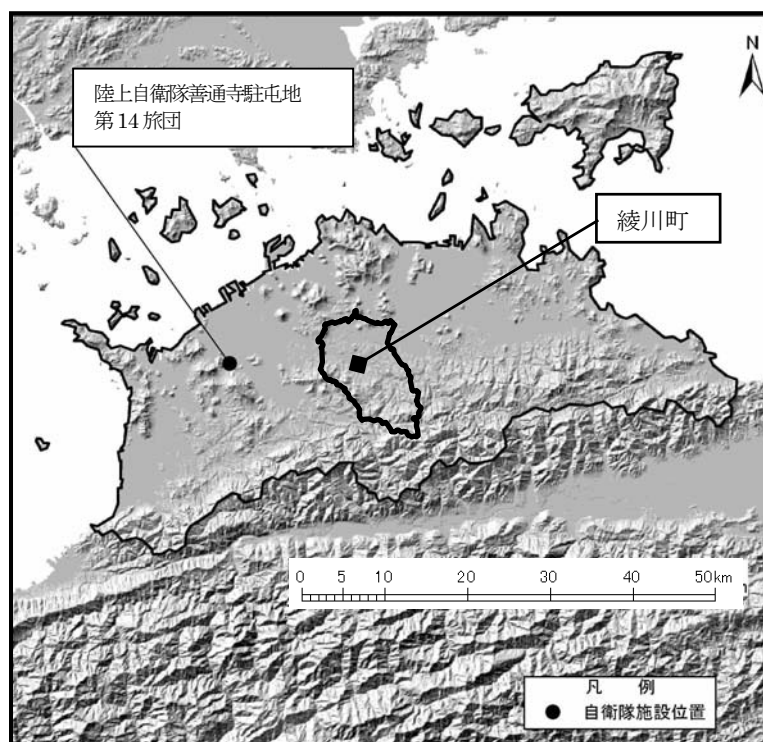


(6) 自衛隊施設

本町近隣の自衛隊施設は、陸上自衛隊善通寺駐屯地が善通寺市にあり、陸上自衛隊第14旅団が司令部を置いて四国四県を担当している。

善通寺駐屯地は、昭和25年8月に創設され、現在、駐屯地には、第14旅団司令部をはじめとして、第15普通科連隊、第50普通科連隊、第14通信中隊等が駐屯している。

自衛隊施設位置図



(7) 香川用水、ため池、ダム

香川県は、年平均降水量が全国平均と比べ3分の2と少なく、また、県内を流れる河川も流域が小さい上に、流路延長も短く急流であるため、通常は河道に流水を見ないことも多い。そのため、水源確保対策として、古くより多くのため池やダムが築かれるとともに、昭和49年には香川用水の通水が開始された。

香川用水は、吉野川上流に建設された早明浦ダム（年間計画導水量8億6,300万 m^3 ）が源で、その下流の池田ダムより取水し、讃岐山脈を貫く8kmの導水トンネルで県内へ導き、幹線水路により県内各地域へ配水している。昭和49年5月30日より供用開始され、年間計画導水量は2億4,700万 m^3 である。

その総延長は約106kmであり、上流部の約47kmの区間では、農業用水、水道用水、工業用水が送水され、残りの延長約59kmの区間では農業用水専用として送水されている。用水別の年間水量は、農業用水（1億500万 m^3 、42.5%）、水道用水（1億2,210万 m^3 、49.4%）、工業用水（1,990万 m^3 、8.1%）である。町中央部を東西に東部幹線が通っており、（独）水資源機構香川用水総合事業所で管理している。

香川県全体のため池は14,600余箇所あり、兵庫県、広島県に次いで全国第3位、密度では全国第1位である。県内の農業用水の約5割はため池に依存し、貴重な水源となっている。町内には、約1,600余箇所あり、代表的なため池として、大谷池、北条池、鶴生池等がある。

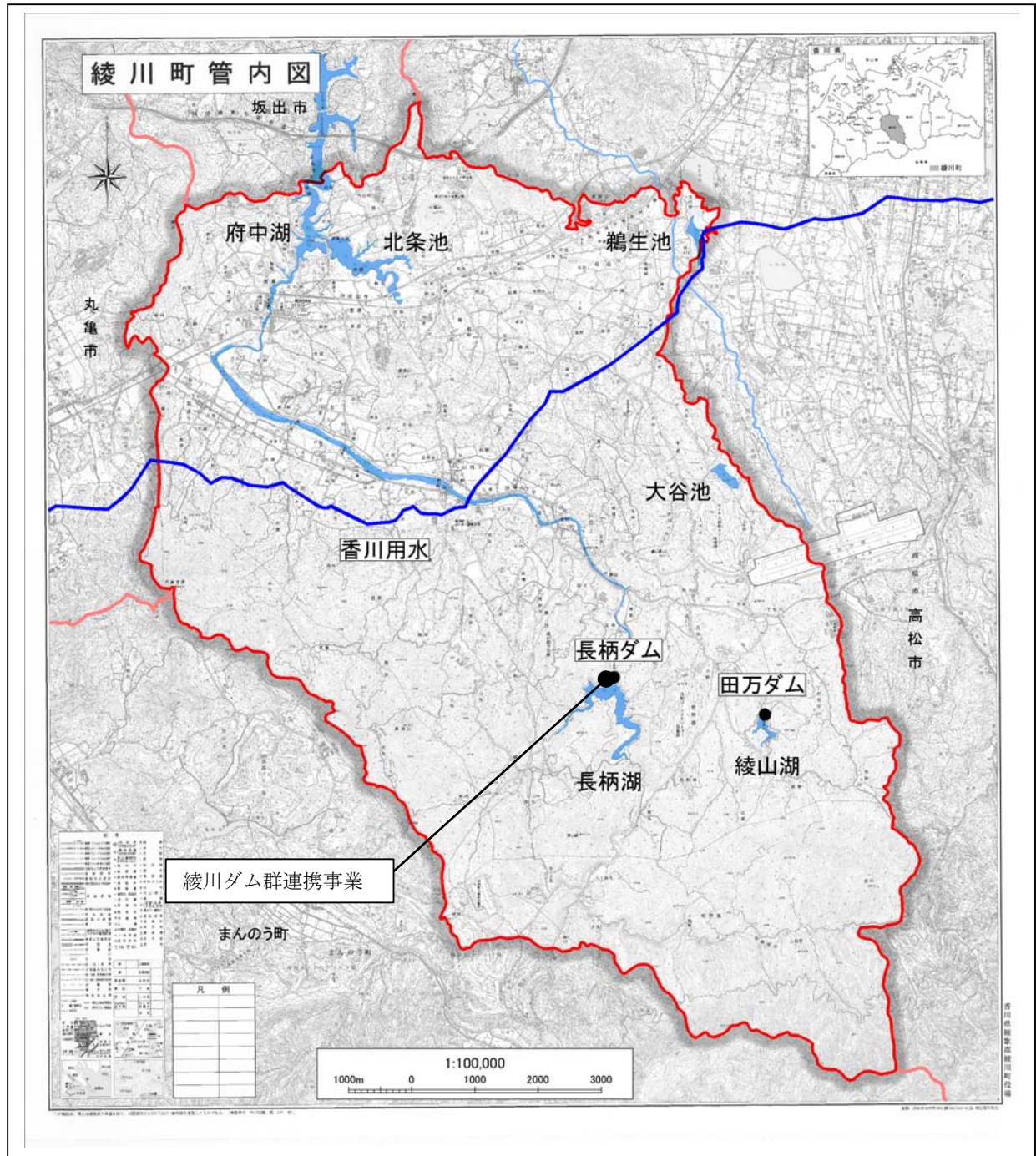
町内のダムは、管理中が田万ダム、長柄ダムの2ダム（治水）あり、建設中が長柄ダム再開発として、綾川ダム群連携事業が進められている。

町は、武力攻撃事態等において、香川用水、ため池、ダムが破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

香川県内の香川用水及びダム施設の位置図



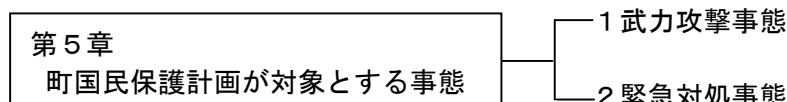
町内の香川用水、ため池、ダム施設位置図



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

計画の体系



1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。ここでは、基本指針に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示す。

	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい 石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要 瀬戸内の香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能 可能なら武力攻撃予測事態において避難 広域避難に伴う混乱発生の防止に努める 速やかな避難のための輸送力確保が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 事前に予測できず突発的に被害が発生することも考えられる 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される（石油コンビナート等の被害） 汚い爆弾（ダーティボム）が使用される場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 知事による緊急通報の発令、町長又は知事による退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要

	特 徴	留 意 点
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間での着弾が予想される ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要 ・ 当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・ 屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難 ・ 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難 ・ 都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定 ・ 繰り返し行われることも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある ・ 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意 ・ 屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

	留 意 点
NBC攻撃共通の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる ・ 消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う ・ 知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限等の措置を講ずる ・ 避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる

	特 徴	留 意 点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> 被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される 	<ul style="list-style-type: none"> 風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> 人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 二次感染の拡大防止が課題 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する 原因物質の検知及び特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 	<ul style="list-style-type: none"> 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる
<ul style="list-style-type: none"> ダムへの破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、駅等の爆破 列車等の爆破 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入 	放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である
	生物剤(毒素を含む。)による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想 爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる